

第百六十九条を次のように改める。
(判決で確定した権利の消滅時効)

第百六十九条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによつて確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第百七十条の前の見出しを削り、同条から第百七十四条までを次のように改める。

第百七十条から第百七十四条まで 削除

第百七十四條の二を削る。
第百八十四條第二項中「中断」を「更新」に改め、同条第三項中「停止の原因」を「完成猶予の事由」に改める。

第百九十一条中「第百六十七條第二項」を「第百六十六條第二項」に改める。

第百九十二条中「中断又は停止」を「完成猶予又は更新」に改める。

第百九十六条中「貸人は、」の下に「第百六十二条の二第一項に規定する」を加える。

第百九十九条中「昭和五十四年法律第四号」を削る。

第百六十三条を次のように改める。

第百六十三条 削除

第百六十四條の見出し中「指名債権」を「債権」に改め、同条中「指名債権を質権の目的としたとき」を「債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む）」に改め、「第三債務者に」の下に「その」を加える。

第百六十五条を次のように改める。

第百六十五条 削除

第百七十条ただし書中「第四百二十四條の規定により債権者が債務者の行為を取り消す」を「債権者の行為について第四百二十四條第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

第百九十八條の二第三項中「債権又は」を「債権」に改め、「請求権」の下に「又は電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。次条第三項において同じ。）」を加える。

第百九十八條の三第二項中「手形上又は」を「手形上若しくは」に改め、「請求権」の下に「又は電子記録債権」を加える。

第百九十八條の七第三項中「又は債務者」を削り、「ときは、その当事者は、第五百十八條」を「場

合における更改前の債権者は、第五百十八條第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

元本の確定前に債務者の交替による更改があつた場合における債権者も、同様とする。

第百九十八條の七第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 元本の確定前に免責的債務引受があつた場合における債権者は、第四百七十二條の四第一項の規定にかかわらず、根抵当権を引受人が負担する債務に移すことができない。

第四百四條中「するまで」の下に「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる」を加える。

第四百四條中「年五分とする」を「その利息が生じた最初の時点における法定利率による」に改め、

同条に次の四項を加える。

2 法定利率は、年三パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があつた期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。
第四百十條第一項中「初めから不能であるもの又は後に至つて不能となつたものがある」を「不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものである」に改め、同条第二項を削る。
第四百二十二條第二項中「債務者は、」の下に「その期限の到来した後には履行の請求を受けた時又は」「知つた時」の下に「のいずれか早い時」を加え、同条の次に次の一項を加える。
(履行不能)
第四百二十二條の二 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。
2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であつたことは、第四百十五條の規定によりその履行の不能によつて生じた損害の賠償を請求することを妨げない。
第四百十三條を次のように改める。
(受領遅滞)
第四百十三條 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するの同一の注意をもつて、その物を保存すれば足りる。
2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによつて、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。
第四百十三條の次に次の一項を加える。
(履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由)
第四百十三條の二 債務者がその債務について遅滞の責任を負つている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によつてその債務の履行が不能となつたときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。
2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があつた時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によつてその債務の履行が不能となつたときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。
第四百十四條第一項中「その強制履行」を「民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第四百十五條を次のように改める。
(債務不履行による損害賠償)
第四百十五條 債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
一 債務の履行が不能であるとき。
二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三 債務が契約によつて生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。
第四百十六條第二項中「予見し、又は予見することができた」を「予見すべきであつた」に改める。